



熊本県公報

第 1 2 3 6 2 号

平成 26 年 10 月 24 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○ 三角港港湾施設の概要	(港湾課) 1
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	() 3
○ 指定居宅サービス事業の廃止の届出	(高齢者支援課) 3
○ 指定居宅介護支援事業の廃止の届出	() 4
○ 指定介護予防サービス事業の廃止の届出	() 4
○ 電線共同溝整備道路の指定	(道路保全課) 5
○ 道路の区域変更	() 5
○ 道路の区域変更	() 5
○ 道路の区域変更	() 6
○ 漁船保険付保義務の消滅 (苓北町加入区)	(団体支援課) 6
○ 漁船保険付保義務の消滅 (岱明加入区)	() 6
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 6
○ 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要領	(団体支援課) 10
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 10
○ 道路の区域変更	() 11
○ C A 貯蔵庫の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(管理調達課) 11
○ 電子系パソコン等の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	() 12
○ 道路の供用開始	(道路保全課) 12
公 告	
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 13
○ 土地改良区役員の就任	() 13
○ 土地改良事業計画	() 13
○ 土地改良事業計画	() 14
○ 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	(商工振興金融課) 14
○ [農林水産政策課] C A 貯蔵庫の調達に係る一般競争入札の実施	(管理調達課) 14
○ 電子系パソコン等の調達に係る一般競争入札の実施	() 18
登 載 依 頼	
○ 第 2 5 回 くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の開催	(くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会) 22
○ 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正	(警察本部地域課) 22
○ 平成 2 6 年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会の開催	(熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会) 22

告 示

熊本県告示第 1 0 0 0 号

港湾法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号) 第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日から当該港湾施設の供用を開始する。

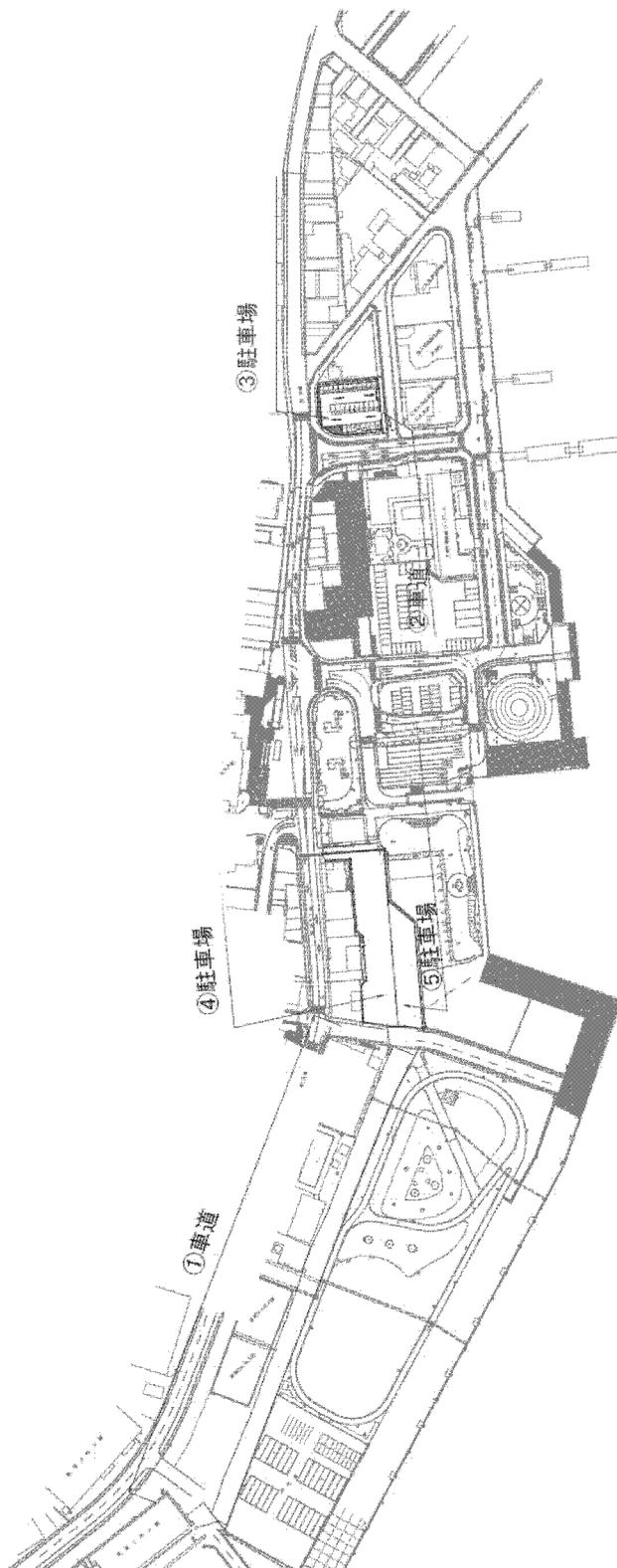
平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 三角港
- 2 所 在 宇城市三角町三角浦地先
- 3 概 要

番号	種類	数 量 及 び 能 力
①	車道	延長260メートル、幅員6メートル
②	車道	延長29.2メートル、幅員5メートル
③	駐車場	面積767平方メートル
④	駐車場	面積1,607平方メートル
⑤	駐車場	面積741平方メートル

4 位置図



熊本県告示第1001号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
C a n d o 水俣 水俣市初野534-5	一般社団法人九州福祉会 八代郡氷川町野津4603 増田 利明	就労継続支援A型	平成26年 10月10 日

熊本県告示第1002号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害福祉サービス事業所 ヘルパーステーションつくし 阿蘇市内牧207	合同会社つくし 阿蘇市狩尾203番地4 田代 春美	居宅介護、重度訪問介護	平成26年 11月1日

熊本県告示第1003号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社安民堂	安民堂指定福祉用具貸与事業所	熊本県人吉市大工町1番地	平成26年 10月31 日	福祉用具貸与
株式会社安民堂	安民堂指定福祉用具貸与事業所	熊本県人吉市大工町1番地	平成26年 10月31 日	特定福祉用具販売
株式会社茂木の里	ヘルパー茂木の里	熊本県水俣市深川字大野1020番地3	平成26年 8月1日	訪問介護
医療法人社団坂梨会	阿蘇温泉病院	熊本県阿蘇市内牧1153-1	平成26年 8月31日	訪問看護
有限会社阿南商会	有限会社阿南商会	熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454番地3	平成26年 6月15日	福祉用具貸与
有限会社阿南商会	有限会社阿南商会	熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454番地3	平成26年 6月15日	特定福祉用具販売
株式会社九州フアーマシー	佐伯薬局	熊本県合志市須屋715-84	平成26年 6月30日	居宅療養管理指導

株式会社九州フ ァーマシー	菊南薬局	熊本県合志市須 屋708-6	平成26年 6月30日	居宅療養管理 指導
特定医療法人萬 生会	合志訪問看護ス テーション	熊本県合志市御 代志字北原81 2番地の2	平成26年 9月30日	訪問看護
医療法人親仁会	さかき診療所	熊本県玉名郡南 関町上長田63 8-1	平成26年 7月31日	短期入所療養 介護
医療法人親仁会	訪問看護ステー ションさかき	熊本県玉名郡南 関町上長田63 3-3	平成26年 10月1日	訪問看護
株式会社涼音	涼音サービスセ ンター	熊本県阿蘇郡小 国町北里190 6番地1	平成26年 7月26日	訪問介護

熊本県告示第1004号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人春水会	山鹿中央指定居 宅介護支援事業 所	熊本県山鹿市山 鹿1554番地	平成26年 8月31日	居宅介護支援
合同会社ぽっか ぽか	ぽっかぽか・ハ ートケア阿蘇	熊本県阿蘇市一 の宮町宮地19 02番地1	平成26年 8月31日	居宅介護支援

熊本県告示第1005号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、第115条の10の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社安民堂	安民堂指定福祉 用具貸与事業所	熊本県人吉市大 工町1番地	平成26年 10月31 日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社安民堂	安民堂指定福祉 用具貸与事業所	熊本県人吉市大 工町1番地	平成26年 10月31 日	特定介護予防 福祉用具販売
株式会社茂木の 里	ヘルパー茂木の 里	熊本県水俣市深 川字大野102 0番地3	平成26年 8月1日	介護予防訪問 介護
医療法人社団坂 梨会	阿蘇温泉病院	熊本県阿蘇市内 牧1153-1	平成26年 8月31日	介護予防訪問 看護
有限会社阿南商 会	有限会社阿南商 会	熊本県阿蘇市一 の宮町宮地44 54番地3	平成26年 6月15日	介護予防福祉 用具貸与

有限会社阿南商会	有限会社阿南商会	熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454番地3	平成26年6月15日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社九州フーマシー	佐伯薬局	熊本県合志市須屋715-84	平成26年6月30日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社九州フーマシー	菊南薬局	熊本県合志市須屋708-6	平成26年6月30日	介護予防居宅療養管理指導
特定医療法人萬生会	合志訪問看護ステーション	熊本県合志市御代志字北原812番地2	平成26年9月30日	介護予防訪問看護
医療法人親仁会	さかき診療所	熊本県玉名郡南関町上長田638-1	平成26年7月31日	介護予防短期入所療養介護
医療法人親仁会	訪問看護ステーションさかき	熊本県玉名郡南関町上長田633-3	平成26年10月1日	介護予防訪問看護
株式会社涼音	涼音サービスセンター	熊本県阿蘇郡小国町北里1906番地1	平成26年7月26日	介護予防訪問介護

熊本県告示第1006号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	325号	山鹿市中央通101番地先から 同市山鹿字中道403番1地先まで

2 指定する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字椎場 4002番1地先から 同所 4002番1地先まで	前	12.1 ～ 63.1	35.7	災害防除
			後	32.7 ～ 63.1		

2 区域を変更する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字長迫 3455番2地先から 同所 3457番1地先まで	前	16.7 ～ 27.8	89.2	災害防除
			後	18.3 ～ 31.4		

2 区域を変更する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字上坂下字慈 姑原 2286番1地先から 玉名郡南関町大字上坂下字外 郷 1830番1地先まで	前	8.5 ～ 11.6	361.2	広域連携交付金（交通安全）
			後	10.4 ～ 13.8		

2 区域を変更する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1010号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成22年10月19日熊本県告示第960号で公示した苓北町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年10月18日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1011号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成22年10月22日熊本県告示第968号で公示した岱明加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年10月21日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1012号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 菅の谷川（2）（346-1-007）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、木早川内

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 菅の谷川(1)(346-1-008)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、木早川内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 菅の平川(346-1-009)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、木早川内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 上尾猿川(346-1-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 払川川(1)(346-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 払川川(2)(346-2-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 下鶴川(346-2-008)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 下鶴1 (346-1-025)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、椿
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 下鶴2 (346-1-026)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 菅の谷1 (346-1-027)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、木早川内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 本村2-1 (346-1-028-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 本村2-2 (346-1-028-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 下鶴3 (346-2-042)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 下鶴4 (346-2-043)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

15

- 下鶴5(346-2-044)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、坂本
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

16

- 下鶴6(346-2-045)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

17

- 菅の谷1(346-2-046)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、坂本
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

18

- 菅の谷2(346-2-047)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

19

- 菅の谷3(346-2-048)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

20

- 菅の谷4(346-2-049)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 菅の谷(346-2-050)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町弘川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1013号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項(平成24年熊本県告示694号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県飼料・燃油価格高騰緊急対策資金融通措置要項第2に規定する飼料・燃油価格高騰対策資金」及び「、熊本県家畜疾病経営維持資金事務取扱要領第2に規定する熊本県家畜疾病経営維持資金」を削り、「及び平成24年7月大水害対策資金融通措置要項第2に規定する平成24年7月大水害対策資金」を「、平成24年7月大水害対策資金、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領第2に規定する畜産経営改善緊急支援資金、熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金」に改める。
第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 平成24年7月大水害対策資金
第9条第2項中「、熊本県飼料・燃油価格高騰緊急対策資金融通措置要項」及び「、熊本県家畜疾病経営維持資金事務取扱要領」を削り、「及び平成24年7月大水害対策資金融通措置要項」を「、平成24年7月大水害対策資金融通措置要項、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領、熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項及び熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項」に改める。
別表第1を次のように改める。
別表第1(第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
畜産経営改善緊急支援資金	熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金	熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項別表2のA欄に定める率
熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金	熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第6の表のA欄に定める率

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成26年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第1014号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字仮泊 3145番8地先から 同所 3145番10地先まで	前	7.7 ～ 9.7	110.0	やさ道 交安1 地
			後	8.7 ～ 13.2		

2 区域を変更する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字豊内 2382番1地先から 同所 209番1地先まで	前	4.0 ～ 12.6	584.1	旧道移 管
				10.5 ～ 28.8		
			後	10.5 ～ 28.8	558.1	

2 区域を変更する期日 平成26年10月24日

熊本県告示第1016号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

CA貯蔵庫 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年11月5日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県告示第1017号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
電子系パソコン等 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年10月30日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県告示第1018号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市河浦町立原字大久保 1019番5地先から	404.3	防交安 (交通安全)

	天草市河浦町立原字道明 775番1地先まで	全)
--	--------------------------	----

2 供用を開始する期日 平成26年10月24日

公 告

熊本県公告第548号

八代市に事務所を置く八の字堰土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	河合 良夫	八代市北平和町164番地
理事	吉田 友彦	八代市北平和町155番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町34番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町256番地
理事	江嶋 豊	八代市鼠蔵町1844番地
理事	田島 幹雄	八代市古城町1695番地
監事	里見 悟	八代市南平和町135番地
監事	中山 誠一	八代市三江湖町1590番地
監事	齊藤 爲男	八代市中北町3006番地4
就任		
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町256番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町34番地
理事	里見 悟	八代市南平和町135番地
理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町1779番地
理事	東 秋久	八代市北平和町269番地
理事	上田 隆行	八代市古城町1557番地
監事	木村 誠也	八代市北原町685番地
監事	高木 淳	八代市北平和町256番地
監事	齊藤 爲男	八代市中北町3006番地4

熊本県公告第549号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	内山 慶治	球磨郡山江村大字山田乙503番地

熊本県公告第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関西地区（上長田工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧に供する書類の名称

- 2 県営南関西地区（上長田工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
縦覧期間
平成26年10月27日から平成26年11月25日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営玉名4期地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営玉名4期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年10月27日から平成26年11月25日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第552号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。
平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグバリュートクナガ長洲店
玉名郡長洲町長洲内牟田433-1
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成18年12月27日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（承継前）株式会社ユーマートトクナガ 代表取締役社長 徳永 則康
玉名郡長洲町大字長洲924-10
（承継後）株式会社アスト 代表取締役 馬場 英治
熊本市中央区安政町1番2号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
1,640平方メートル
- 5 届出年月日
平成26年10月8日

熊本県公告第553号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量
CA貯蔵庫 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成27年3月27日
- (5) 納入場所
熊本県八代市鏡町鏡村363
熊本県農業研究センターい業研究所
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札

による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アに定める期間内に、熊本県に、熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額は、(1)の調達物品の購入に要する費用の総額（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 発注仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(9) この入札は、最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格を審査し申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため入札申請内容の変更が必要ない場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降にも随時受け付けるが、この場合は、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請の提出期間の末までに間に合わないことがある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
 公告の日から平成26年11月5日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格申請書等様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間の末までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県農業研究センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願(書)」による。）を受けた者であること。なお、熊本県農業研究センターの審査を受ける期間には、公告の日から平成26年11月19日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であること
 この確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の

- ICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年11月26日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年11月26日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年12月4日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成26年12月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成26年12月4日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年12月3日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札
 (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 平成26年12月18日（木）

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 平成26年12月11日（木）

(4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

(ア) 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

(イ) 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

(ウ) 提出期限 5(3)の期限

(エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

- ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A Complete set of Controlled Atmosphere Storage
- (2) Delivery period:
March 27th, 2015
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Agricultural Research Center Rush Research Institute
363, Kagamimura, Kagamimachi Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture
869-4201, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: December 4th, 2014, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 3rd, 2014
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第554号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
電子系パソコン等 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成26年12月26日（金）
- (5) 納入場所
熊本県菊池郡菊陽町原水4455番1号
熊本県立技術短期大学校
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アに定める電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、(1)の調達物品購入に要する費用の総額（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (8) 発注仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本人札に参加するためにも登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降にも随時受け付けるが、この場合には、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請の提出期間の末までに間に合わないことがある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成26年10月30日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県入札管理課管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間の末までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の更生計画認可の決定を受けていること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による再生手続開始の更生計画認可の決定を受けていること。
(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立技術短期大学の審査を受けける期間は、公告の日から平成26年11月10日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年11月25日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年11月25日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取

得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年12月5日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成26年12月4日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年12月5日(金) 午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年12月4日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限
平成26年12月19日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
平成26年12月12日
- (4) 契約保証金
 - ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 - (ア) 納付期限 5(3)の期限
 - (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
 - イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 - ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
 - (ア) 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 - (イ) 添付書類
 - イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
 - イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
 - (ウ) 提出期限 5(3)の期限
 - (エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成26年7月18日付け熊本県公告第377号

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Educational Computer Facilities for Electronics and Computer Engineering Complete set
- (2) Delivery period:
December 26th, 2014
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural College Of Technology
4455-1 Haramizu, Kikuyou Machi, Kikuchi Gun, Kumamoto Prefecture

- 869-1102, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: December 5th, 2014, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 4th, 2014
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼**くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会公告第88号**

第25回くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会を次のとおり開催する。

平成26年10月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成26年10月28日(火)
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ3階 たい樹
- 3 議題
(1) 第3期「やさしいまちづくり推進計画」の進捗状況について
(2) 重点プロジェクトの実施状況について
- 4 傍聴者の定員
8人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室まちづくり推進班)
(電話096-383-1111 内線7028)

熊本県公安委員会告示第15号

平成26年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成26年10月27日から施行する。

平成26年10月24日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

「第44条」を「第49条」に改める。

1の表熊本南警察署松尾駐在所の項位置の欄中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改め、同項所管区域の欄中「松尾町上松尾」を「上松尾町、中松尾町、西松尾町、松尾一丁目、松尾二丁目」に改める。

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会公告第1号

平成26年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会を次のとおり開催する。

平成26年10月24日

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会

- 1 開催日時
平成26年11月5日(水) 午前9時30分から午前12時まで

- 2 開催場所
宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所 講堂
- 3 議題
 - (1) 重点研究の評価
 - ① 成果の評価
・健康危機に対応した加工食品中農薬の迅速分析法の開発
 - ② 計画の評価
・有毒キノコに由来する毒成分の一斉分析法の開発
 - (2) 一般研究の内部評価の概要報告
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会事務局
(熊本県保健環境科学研究所総務課)
電話0964-23-5771